

「地域密着型介護老人福祉施設」重要事項説明書

特別養護老人ホーム 宇垣荘

当施設は介護保険の指定を受けています。

(指定番号 3390101156)

当施設はご利用者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◆ ◆ 目次 ◆ ◆

1.	施設経営法人	1
2.	ご利用施設	2
3.	居室の概要	2
4.	職員の配置状況	3
5.	当施設が提供するサービスと利用料金	4
6.	緊急時の対応について	7
7.	事故発生時の対応について	7
8.	非常時火災の対応	7
9.	身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き	7
10.	虐待防止のための措置	8
11.	成年後見制度の活用	8
12.	施設を退所していただく場合	8
13.	残置物引取について	9
14.	苦情の受付について	9
15.	守秘義務について	10

1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 恩賜財団 済生会 支部岡山県済生会
(2) 法人所在地 岡山市北区国体町2番25号
(3) 電話番号 (086)252-2211
(4) 代表者氏名 支部長 山本 和秀
(5) 設立年月 昭和27年5月22日

2. ご利用事業所

(1) 事業所の種類	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 指定日：平成24年7月1日 指定番号：3390101156
(2) 事業所の目的	老人福祉法及び介護保険法に基づく介護保険サービス を提供する施設
(3) 事業所の名称	特別養護老人ホーム 宇垣荘
(4) 事業所の所在地	岡山市北区御津宇垣2069-10
(5) 電話番号	(086) 724-0707
(6) 施設長氏名	秋山 敏夫
(7) 当施設の運営方針	施設のサービス計画に基づき、入所者の意思及び人格 を尊重し、その有する能力に応じた日常生活を営むこ とができるように施設サービスを提供する施設。
(8) 開設年月	平成24年7月1日
(9) 入所定員	・長期入所 29名 ・短期入所 9名

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しております。

[居室等の概要]

居室・設備の種類	室 数	設 備
個室（一人部屋）	29室	3ユニット（長期）
〃	9室	1ユニット（短期）
合 計	38室	
共 同 生 活 室	4室	
浴 室	5室	機械浴槽1、リフト付浴槽2、一般浴槽2
医 务 室	1室	

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況
により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況及び他の利用者の
心身の状況により居室を変更させていただく場合があります。

☆居室に関する特記事項：各居室には、トイレ、洗面設備を設置しています。

4. 職員の配置状況及び職務分担

当施設では、ご利用者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設サービス及び指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	配置数	指定基準
1 : 施設長	1	1
2 : 介護職員	16以上	12
3 : 生活相談員	1	1
4 : 看護職員	2	1
5 : 機能訓練指導員	1	1
6 : 介護支援専門員	(3)	1
7 : 医師	1	必要数
8 : 栄養士	1	1

※ 職員体制は入居者の3名あたり職員1名の割合となります。() 兼務

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1 : 医師	毎週(金)曜日
2 : 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤： 8:30～17:30 早出： 7:30～16:30 遅出： 10:30～19:30 夜勤： 17:00～翌朝9:00 ※ 夜勤帯は、原則として入居者38名の4ユニットを職員2名でお世話します。
3 : 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤： 8:30～17:30 ※ 夜間については、交代で連絡が取れる体制をとり、緊急時に備えます。
4 : 機能訓練指導員	日勤： 8:30～17:30
5 : 栄養士	日勤： 8:30～17:30

<職務分担>

- | | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------|
| 施設長 | ・施設の業務を統括し、職員を指揮監督する。 |
| 事務員 | ・施設の事務に関する業務に従事する。 |
| 生活相談員 | ・入所者の相談・指導、家族・親族等との連絡調整、入退所に関する事務、預り金に関すること、施設サービス計画における生活相談員の役割等に関すること。 |

- ・入所者の諸行事、レクリエーション等の計画、実施。
 - ・入所者からの苦情に対し適切に処理する。
- 介護支援専門員
- ・入所者の施設サービス計画及び関係者との協議（ケース会議）並びにサービス計画の見直し等に関すること。
 - ・新規入所者受入れのための状況把握及び関係者との協議。
 - ・入所者及び入所希望者の要介護認定並びに更新に関すること。
- 機能訓練指導員
- ・入所者の心身に応じた機能回復訓練及び集団訓練の実施。
 - ・入所者のレクリエーション、クラブ活動等の計画及びその実践。
 - ・リハビリ関係機器（歩行器、車椅子を含む）の管理に関すること。
 - ・施設サービス計画及び見直しへの参画。
- 医師（嘱託）
- ・入所者の健康管理及び診療、保健衛生に関すること。
- 看護職員
- ・医師の診療介助及び看護に関すること。
 - ・入所者及び職員の健康管理に関すること。
 - ・医薬品、医療機器の管理に関すること。
- 介護職員
- ・入所者個人の尊厳に配慮し、個々の状況に応じた日常生活の援助（食事、排泄、入浴、着替え、整容等）を行い自立を促す。
 - ・居室内外の清掃、整理整頓に関すること。
 - ・入所者の所持品の保管、管理に関すること。
 - ・レクリエーション、クラブ活動の計画、実践。
 - ・入所者の小口現金の預かり及び入出金に関すること。
- 労務員
- ・洗濯業務及び施設内外の整理、清掃に関すること。
- 管理栄養士
- ・給食献立、栄養計算をはじめ給食全般に関すること。
 - ・給食委託業者の指揮監督に関すること。
- 調理員（委託）
- ・給食調理全般。
- 運転手（兼務）
- ・ショートステイ利用者の送迎及び入所者の受診並びに入院の送迎。
 - ・車両管理、建物及び設備機器の保守管理に関すること。
 - ・消防、防災に関すること。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

(利用料については「利用料一覧表（長期入所）」を参照ください。)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の利用者負担割合に応じた金額を除いた額が、介護保険から付されます。

<サービスの概要>

① 食事

- ・当施設は、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して、生活のリズムに合わせて食べていただけるように配慮します。

(食事時間)

- ・朝食：8：00～
- ・昼食：12：00～
- ・夕食：18：00～

② 入浴

- ・入浴または清拭を週2回以上は行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽（特殊浴槽）を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すために、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能向上または減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容がおこなわれるよう援助します。

(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給

付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ☆ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額がご利用者負担となります。

<サービスの概要>

① 食事提供に要する費用

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

② 居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費・保守管理費）を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費の金額の（1日当たり）ご負担となります。
※外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合は、第1～3段階の方は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは別途料金が発生します。

③ 理容

理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

④ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：材料代等は実費負担となります。ホームでの生活を楽しいものとするためには出来る限り参加していただきます。

1) 主なレクリエーション行事

誕生会、遠足（外出）

2) クラブ活動

書道、華道、手芸、音楽等で今後可能なものを増やしていく予定です。

⑤ 日常生活上必要となる諸費用の実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

なお、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

・電気器具使用の電気代

※日用品費として1日当たり 実費 円

⑥ 居室の明け渡し 一清算一

ご利用者が、退所決定後も居室を明け渡さない場合等に、本来の退所決定日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係わる料金（1日当たりの料金）

・料金は介護保険における要介護度別サービス利用料金を適用します。

ご利用者の 要介護度 (料金)	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
介護サービス費に準ずる					

・要介護認定で自立又は要支援と判定された場合、要介護度1の料金とします。

⑦ 利用料金の改定について

- ・介護保険給付額については、介護報酬告示額に準じます。
- ・介護保険給付対象とならないサービス料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

(1) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、毎月10日すぎに請求書を発行しますのでその月の20日までに次のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア、金融機関からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：中国銀行

イ、窓口での現金払い

ウ、指定口座への振込

中国銀行 金川支店 普通預金口座 N o . 1 2 4 6 9 8 2

特別養護老人ホーム 宇垣荘

岡山県済生会常務理事 森本 尚俊

(2) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関又はご利用者の希望する医療機関において診療や入院治療を受けることが出来ます。(ただし、下記医療機関との優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	岡山済生会総合病院
所在地	岡山市北区国体町 2 番 25 号
診療科	総合病院 18 診療科

医療機関の名称	済生会吉備病院
所在地	岡山市北区高松原古才 584-1
診療科	内科・外科・整形外科 他

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	本郷歯科医院
所在地	岡山市北区御津金川 762

6. 緊急時の対応

当施設の嘱託又は協力医療機関への連絡を行い、医師の指示にしたがいます。

また、緊急連絡先に連絡致します。

※ご家族の連絡先をご記入ください。

緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	

7. 事故発生時の対応

- 事業所は、利用者に対する介護サービスの提携にあたって事故が発生した旨を速やかに利用者の親族等関係者及び県、市町村等関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- 事業所は、サービスの提供にともなって事業所の責めに帰すべき事由により利用の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- 事故状況及び処置について記録し、事故再発防止のために職員会議などで徹底します。

8. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画にそって対応します。

防火管理者	秋山 敏夫
消防用設備	自動火災報知機・非常通報装置・スプリンクラー設備等

地震・風水害などの非常災害時には、対策マニュアルにそって対応します。

9. 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き

- 事業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身

体拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

10. 虐待防止のための措置

- ・事業者は、入所者の人権の擁護及び虐待の防止のため、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止に関する責任者の選定。
 - (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施。
 - (3) その他虐待防止のため必要な措置。
- ・事業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供に当たり、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するもとする。

11. 成年後見制度の活用支援

- ・事業者は入所者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援をおこなうものとする。

12. 施設を退所していただく場合

当施設の入所が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設の入所は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

- 要介護認定によりご利用者の心身の状態が自立又は要支援と判断された場合。
- 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由によりホームを閉鎖し場合
- 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ご利用者から退所の申し出があった場合。
- 事業者から退所の申し出を行った場合。

(1) ご利用者からの退所の申し出

ご利用者から、当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には退所を希望する日の7日前までに退所届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②ご利用者が入院された場合。
- ③事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく介護福祉サービスを実施しない場合。

- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、この他入所を継続したい重大な事情が認められる場合。
- ⑥他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所をしていただくことがあります。

- ①ご利用者が、入所時にその心身の状況及び病歴等の重大事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果入所を継続したい重大な事情を生じさせた場合。
- ②ご利用者によるサービス利用料金の支払が6ヶ月以上延滞し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによつて入所を継続したい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ご利用者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
- ⑤ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。

《ご利用者が病院等に入院された場合の対応について》

①検査入院等、6日以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

②7日以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

但し、①および②の入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

ご利用料金については「利用料一覧表（長期入所）」を参照ください。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、退所扱いとする場合があります。この場合3ヶ月以内に退院された場合には、再び優先的に入所することができます。3ヶ月を経過した場合には、退所扱いとなりますので優先的入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- ・適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業者の紹介
- ・その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

13. 残置物引取人

入所が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設では「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用についてはご利用者又は残置物引取人にご負担いただきます。

14. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情の受付やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員：渡辺 由美子

○受付時間

毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日の場合は除く）

(2) 苦情受付ボックス（みなさまの声）を1階に設置しています。

(3) 第三者委員を委嘱しています。 佐々木 基彰（弁護士）

草野 候一（元町内会副会長）

(4) 県・市町村・国保連・苦情受付窓口

○岡山県運営適正化委員会

TEL 086-226-9400

○岡山市事業者指導課

TEL 086-212-1014

○岡山県国民健康保険連合会（介護サービス苦情処理）

TEL 086-223-8811

(5) 苦情解決体制の概要（別紙）

15. 守秘義務について

- 事業者、サービス従事者又は従業員は、地域密着型介護福祉施設サービスを提供する上で知り得たご利用者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第3者に漏洩しません。この守秘義務は、ご利用者が退所された後も継続します。
- 事業者は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に関する心身等の情報を提供できるものとします。

○ 事業者は、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、ご利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。
指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム 宇垣荘）

令和 年 月 日

説明者職名 生活相談員 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。
並びに個人情報の取扱いについても同意しました。

利用者住所

氏名 _____ 印

代理人住所 続柄

氏名 _____ 印

家族住所 続柄

氏名 _____ 印

※この重要事項説明は、厚生労働省令第34号（平成18年3月13日）第88条（第9条準用）の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

(参考様式6)

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	特別養護老人ホーム 宇垣荘
申請するサービス種類	地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

措置の概要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

常設窓口 岡山市北区御津宇垣2069-10
電話 086-724-0707 FAX 086-724-0077
担当者 生活相談員 渡辺 由美子
責任者 施設長 秋山 敏夫
受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時（祝日を除く）
苦情受付ボックス（みなさまの声）を玄関に設置。
第三者委員 佐々木 基彰（弁護士） 草野 候一（第三者委員経験者）

重要事項説明書で説明するとともに苦情解決体制について施設内に掲示

行政機関・その他苦情受付機関についても連絡先等掲示

公的機関情窓口

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. 岡山県運営適正化委員会 | 電話 086-226-9400 |
| 2. 岡山県国民健康保険団体連合会 | 電話 086-223-8811 |
| 3. 岡山市事業者指導課 | 電話 086-212-1014 |
| 4. 岡山市介護保険課 | 電話 086-803-1240 |

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情解決マニュアルに沿って、施設内に苦情解決委員会を設置するとともに第三者委員を委嘱して円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順を職員に徹底

3 その他参考事項

利用料一覧表(長期入所)

特別養護老人ホーム「宇垣荘」 (令和7年4月)

(1)介護保険給付・施設介護サービス							
自己負担額 介護報酬の告知額に地域区分単価(7級地)10.14円を乗じた額の利用者負担割合に応じた金額			介護度	(単位／日)ユニット型地域密着			
			要介護 1	682			
			要介護 2	753			
			要介護 3	828			
			要介護 4	901			
			要介護 5	971			
日常生活継続支援加算(II) (1日につき)			46 (単位)	認知症高齢者等一定割合以上入所			
看護体制加算(I)イ (1日につき)			12 (単位)	常勤看護師1名以上配置			
看護体制加算(II)イ (1日につき)			23 (単位)	常勤看護師2名以上配置			
夜勤職員配置加算II (1日につき)			46 (単位)	基準を上回る夜勤職員の配置			
栄養	栄養ケアマネジメント強化加算 (1日につき)			11 (単位)			
	療養食加算 (1食につき)			6 (単位)	医師の発行する食事箋による療養食等		
	経口維持加算 (1月につき)			400 (単位)			
	再入所時栄養連携加算			200 (単位)	医療機関を退院時1回のみ限度とする		
	退所時栄養情報連携加算 1回につき			70 (単位)	1月に1回を限度とする		
入院・外泊加算 (1日につき)			246 (単位)	初日・最終日は含まず 1ヶ月間で6日を限度			
排泄支援加算 (1月につき)			10 (単位)				
褥瘡マネジメント加算 (1月につき)			3 (単位)				
初期加算 (入所日から30日間)			30 (単位)	30日以上の入院後、再入所した場合も同様			
安全対策加算 (入所初日のみ)			20 (単位)				
科学的介護推進体制加算 (1月につき)			40 (単位)	厚生労働省への情報提出			
個別機能訓練加算I (1日につき)			12 (単位)				
個別機能訓練加算II (1月につき)			20 (単位)	厚生労働省への情報提出			
高齢者施設等感染対策向上加算(I) (1月につき)			10 (単位)				
高齢者施設等感染対策向上加算(II) (1月につき)			5 (単位)				
協力医療機関連携加算 (1月につき)			50 (単位)	令和7年度~50単位			
退院時情報提供加算 1回につき			250 (単位)	一人につき1回を限度とする			
看取り	看取り介護加算 (1日につき)			72 (単位)	死亡日以前31~45日		
	看取り介護加算 (1日につき)			144 (単位)	死亡日以前4~30日		
	看取り介護加算 (1日につき)			680 (単位)	死亡日以前2~3日		
	看取り介護加算 (1日につき)			1280 (単位)	死亡日		
介護職員等処遇改善加算(1)			合計単位数の140/1000				
(2)介護保険給付外・施設介護サービス							
利用者負担段階		第1段階	第2段階	第3段階①	第4段階		
食費	調理費及び食材費 :1日につき	300円	390円	650円	1,360円		
居住費	ユニット個室 :1日につき	880円	880円	1,370円	2,066円		
日常生活に要する費用で本人又はその家族の選択により負担していただくことが適当な費用		項目	料 金	内 容			
		日用品費	1日 実 費	石鹼・シャンプー・タオル・おしぶり等			
		教養娯楽費	1日 実 費	クラブ活動等の材料費等(手芸・工作・園芸・華道等)			
電気器具使用料		1日	30円	1点につき			
証明書料		1通	550円	在所証明等			
利用料のお支払い方法		・毎月15日までに、前月分の請求書を発行いたします、その月の20日までにお支払い下さい。 ・支払い方法は、現金、銀行振込、口座振替(取扱銀行:中国銀行)にてお願いします。 ・現金支払いの場合 : 1階総合事務所窓口 ・振込銀行名 : 中国銀行 金川支店 普通 ・口座番号 : 1246982 ・口座名義 : 特別養護老人ホーム 宇垣荘 岡山県済生会常務理事 森本 尚俊					
上記金額の説明を受け了解しました。 令和 年 月 日							
説明担当者			印 統柄				
<利用者>			<扶養者又は身元引受人>				